

岐阜県公報

第二千七百三十八号
平成二十八年四月八日
(金曜日)

目次

告示

- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 二三五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 二三六
- 道路の区域変更 (道路維持課) 二三八
- 道路の供用開始 (同) 二三九
- 大垣都市計画下水道事業の認可 (下水道課) 二三九
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 二四〇

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 二四〇
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 二四〇
- 平成二十九年度岐阜県農業大学校入学試験の実施 (農業経営課) 二四一
- 基本測量の実施 (用地課) 二四二
- 公共測量の終了 (同) 二四二
- 指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 二四五
- 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 二四六

告示

岐阜県告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町大谷字かりやす七二の二三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町名皿部字平畑山一二七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字木谷字大洞二の二二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市中津川字高橋三四九七の二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高橋三四九七の二二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

恵那市東野字小野川道上二三五六の一、二三五六の六、二三五六の八、字小野川新田二三八九の一、二三八九の二、二三八九の六、二三八九の七

- (二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

恵那市東野字花無山二二〇一の二九、二二〇一の四〇、二二〇一の六三、二二〇

一の八九

- (二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字上ノ平七の一、字滝谷一六〇の二、一六〇の五、字檜原谷六一六の二、六一六の四、外津汲字蛇ノ尾一〇〇一の一、字水谷一〇〇二の一、一〇〇二の二、一〇〇三から一〇〇六まで、字椎ノ木一〇〇七の一、一〇〇七の二、一〇〇八から一〇一二まで、戸入字小出又三九四の一、三九四の二、字小谷戸四六九、字三ノ又六〇六の八六、字広瀬又六三六の二七、六三六の二八、坂内広瀬字川尻三の一、四、五の一、五の二、五の二六、六の七、五七の九、五七の一〇、五七の一二、五七の一三、五七の一五、五七の一六、字栗ヶ谷四六〇〇の六、四六〇〇

の八、四六〇一の六、四六〇二の二、四六一五の七、坂内坂本字奥殿又七七〇、西津汲字櫃谷二一〇二の一、塚字奥山五五五の一、五五五の七、五五五の一、五五五の一四、五五五の一五、鶴見字大岩杉一三六三の二、字天狗谷一三六六の二、一三六六の三、一三六七、字喜呂谷一三六八の一

(二) 保安林として指定された目的
水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東横山下山一四の一、坂内広瀬字川尻六三の二〇、外津汲字蛇ノ尾一〇〇〇の一

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡池田町宮地字揚洞二、字赤保三の一、字杓子四、字割谷五の一、字戌亥谷八、字ナダラ九、字六郎瀬谷一〇、字三ツワ谷一一の二、字橋ヶ谷一二の一、字野坂谷一六の二、字深歩谷一七、字萩ヶ谷南一八の一、一八の二、字萩ヶ谷北二〇、藤代字大谷山一〇四六の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	中野方線 苗木線	中津川市高山字木積沢五七九八番二地先から 同 市同 字西知原一 二〇一番七地先まで	後	前	七・五 七・〇 一〇・〇 三〇・〇	一・二八五・〇 一・二八五・〇

岐阜県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	上白金線 真砂線	岐阜市日野北六丁目一六九番地先から 同 市同 六丁目一番二〇地先まで	八三〇・〇 三六・四・八	平成 四・五・二	平成 四・五・二

岐阜県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	山本東線 本巣線	揖斐郡揖斐川町日坂字南平一五二七番一〇地先から 同 郡同 町同 字根々川一〇四番三地先まで	一五・三 六・四・八	平成 四・五・二	平成 四・五・二

岐阜県告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により大垣都市計画下水道事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

大垣市

二 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画下水道事業 大垣市公共下水道

三 事業施行期間

告示の日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場 所	指定年月日
内 科	村田 欣洋	久美愛厚生病院 高山市中切町一―一	平成六・三・二六
同	小島 康弘	羽島郡笠松町門間五七八―一	同
眼 科	小森 伸也	中濃厚生病院 関市若草通五―一	同
外 科	山村 和生	東濃厚生病院 瑞浪市土岐町七六―一	同
同	宮嶋 則行	同	同
内 科	荒田 真子	同	同
同	福田 元敬	多治見市民病院 三多治見市前畑町三―四	同
整形外科	鈴木 誉	つねだ整形外科 ・皮ふ科 中津川市本町四―二―一五	同
外 科	田中 香織	大垣徳洲会病院 大垣市林町六―八五―一	同
同	大屋 久晴	東海中央病院 各務原市蘇原東島町四―六―二	同
整形外科	田口 勝啓	久美愛厚生病院 高山市中切町一―一	同

耳鼻咽喉科 南方 寿哉 博愛会病院 不破郡垂井町二二一〇 同

同 稲川俊太郎 稲川耳鼻咽喉科 大垣市本町一―四六 同

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年三月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人防災士なかつが会
- 三 代 表 者 の 氏 名 島田 千寿
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市神坂二七―四番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、中津川市民及びその他地域の住民に対して、防災・防犯その他安心安全な地域をつくるための活動に関する事業を行い、もって明るく健康的で災害に強い安心安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年三月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人七郷ネット
- 三 代 表 者 の 氏 名 本田 修也
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市上尻毛日吉二四七番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜市及びその周辺地域の住民を対象に、情報化社会に対応した地域住民のネットワーク網作りと共にIT面において活動の支援また、IT講習会の運営、IT指導者育成を支援することによって情報化社会の発展を目指し地域住民に貢献することを目的とする。

○平成二十九年岐阜県農業大学校入学試験の実施

岐阜県農業大学校学則（昭和五十七年岐阜県規則第五十二号）第九条の規定により、平成二十九年岐阜県農業大学校入学試験を次のとおり実施します。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験方法
推薦入試及び一般入試
- 二 入学定員
三十名
推薦入試 二十五名程度 一般入試 五名程度
- 三 受験資格
1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に規定する者又は同法による高等学校を平成二十九年三月末日までに卒業する見込みの者であること。
2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。
- 四 受験手続
受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県農業大学校に提出してください。
- 1 入学願書（A票（指定用紙））
2 受験票（B票（指定用紙））
3 高等学校調査書（開封無効）

- 4 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書（指定用紙）
- 5 受験票送付用封筒（長形三号）
受験票の送付先の住所及び氏名を記入のうえ、返信用切手（三百九十二円）を貼ったもの。

五 入学願書受付期間

推薦入試 平成二十八年九月二十日（火）から同年十月七日（金）まで
一般入試

一次募集 平成二十八年十二月十二日（月）から平成二十九年一月六日（金）まで
で

二次募集 （一次募集において欠員が生じた場合のみ実施）

平成二十九年二月十四日（火）から同月二十四日（金）まで
なお、郵送による場合は、受付期間の最終日までの消印があるものに限り受け付けます。

六 入学試験料

千七百八十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書（A票）に貼り付けて納付してください（消印をしないこと。）。

七 入学試験の日時、場所及び科目

1 試験日時

推薦入試 平成二十八年十月二十一日（金）午前九時四十五分から
一般入試

一次募集 平成二十九年一月二十日（金）午前九時四十五分から
二次募集 （実施する場合）
平成二十九年三月七日（火）午前九時四十五分から

2 試験場所

可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

3 試験科目

入試種別		試 験 科 目
推薦入試	○面接 ○小論文	
	○面接	
	○面接	

一般入試	○筆記試験 必須科目 国語総合 選択科目 『数学Ⅰ』、『生物基礎』及び『農業と環境』のうちいずれか二科目
------	--

八 合格者の発表

1 発表の日時

推薦入試 平成二十八年十一月四日(金) 午前十時

一般入試

一次募集 平成二十九年一月三十日(月) 午前十時

二次募集(実施する場合)

平成二十九年三月十四日(火) 午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否結果を受験者本人に文書で通知します。

九 試験結果の提供

平成二十九年年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類(次の二つの書類を持参すること。)

ア 受験票

イ 学生証、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 学科は、野菜・果樹学科及び畜産学科です。

2 教育年限は二年で、全寮制です。

3 授業料は、平成二十八年度の場合、年額六万九千二百二十円です。

4 受験に必要な入学願書等(指定用紙)の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各農林事務所農業普及課に問い合わせてください。

5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。

6 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

○基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

三 作業期間

平成二十八年四月一日から

同 二十九年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県内

○公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関 国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所 二 作業種類 公共測量（一級水準測量） 三 作業期間 平成二十七年十月一日から 同 二十八年三月十五日まで 四 作業地域 羽島市、海津市及び養老郡養老町 ○公共測量の終了 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十八年四月八日	第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十八年四月八日 岐阜県知事 古 田 肇
一 作業機関 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所 二 作業種類 公共測量（基準点測量） 三 作業期間 平成二十七年十月二十六日から 同 二十八年三月十八日まで 四 作業地域 瑞浪市、土岐市、可児市及び可児郡御嵩町 ○公共測量の終了 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十八年四月八日 岐阜県知事 古 田 肇
一 作業機関 国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所 二 作業種類 公共測量（基準点測量） 三 作業期間 平成二十七年十二月十日から	

同 二十八年二月二十六日まで
四 作業地域
揖斐郡揖斐川町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十七年九月十四日から

同 二十八年三月十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、羽島郡岐阜南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、本巣郡北方町及び加茂郡坂祝町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

平成二十七年十二月一日から

同 二十八年三月二十日まで

四 作業地域

瑞穂市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本巣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本巣市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十七年六月八日から

同 二十八年三月二十二日まで

四 作業地域

本巣市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

御嵩町

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成）

三 作業期間

平成二十七年十月一日から

同 二十八年三月二十三日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町

○指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（病院・診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
社会医療法人 厚生会多治見 市民病院	多治見市前畑町三 ―四三―	循環器内科	心臓脈管外科	育成・ 更生	平成 二六・四・一
岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五 ―一六一―	眼科	眼科	同	同

同	同	形成外科	形成外科	同	同
同	同	歯科口腔外科	口腔	同	同
同	同	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	同	同
同	同	腎臓内科	腎臓	同	同
同	同	心臓外科	心臓脈管外科	同	同
同	同	整形外科	整形外科	同	同
同	同	神経内科	中枢神経	同	同
同	同	脳神経外科	脳神経外科	同	同
同	同	血液内科	免疫	同	同
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森三二二	整形外科	整形外科	同	同
松波総合病院	羽島郡笠松町田代 一八五―一	外科・消化器外科	肝臓移植	同	同
まつなみ健康増進クリニック	羽島郡笠松町泉町 一〇	外科・消化器外科	肝臓移植 （抗免疫療法）	同	同

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
はしもと調剤薬局	各務原市鵜沼西町三二二	育成・更生	平成 二六・四・一
けやき薬局岡本店	高山市岡本町二七五	同	同
ホップそはら薬局	各務原市蘇原東島町四二二	同	同
ろっけん薬局	各務原市那加東新町二一五三	同	同
ピノキオ薬局各務原店	各務原市那加野畑町二一〇五	同	同
こころ調剤薬局とやま	各務原市蘇原外山町二七二	同	同
ハーズみずほ調剤薬局	瑞穂市別府二三〇一	同	同

調剤薬局大樹	多治見市太平町三六	同	同
花池調剤薬局	下呂市萩原町花池字下田一九一六	同	同

○指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（病院・診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 変 更 月 日 更
松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五一	器外科・消化器外科	肝臓移植	育成・更生	平成二六・七・三
まつなみ健康増進クリニック	羽島郡笠松町泉町一〇	器外科・消化器外科	肝臓移植（抗免疫療療法）	同	同

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 更 月 日 更
みの調剤薬局	美濃市中央二〇二六一	育成・更生	平成二六・一・三〇
中部薬品美濃インター薬局	美濃市中央二〇一五二	同	同

平成二十八年四月八日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁
発 行 所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三一 岐阜文芸社